

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03685

研究課題名（和文）EUにおける監査規制が監査の質に与える影響に関する学際的研究

研究課題名（英文）An interdisciplinary study on the impact of audit regulation on audit quality in the EU countries

研究代表者

林 隆敏（HAYASHI, Takatoshi）

関西学院大学・商学部・教授

研究者番号：50268512

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、監査事務所の強制交代制、監査事務所のガバナンスコード、監査報告書の拡張（監査実施内容や監査判断に関する情報の記載）などの監査規制の内容、当該規制が導入された背景、および当該規制が公認会計士による財務諸表監査の質に及ぼす影響を、EUレベルならびにイギリス、フランスおよびドイツの各国レベルで調査し、考察した。いずれの規制も、当該規制によって監査の質が向上するという確たる証拠が存在するわけではない。EU域内外での監査の機能不全（特にリーマンショック時）を機に監査制度改革が求められ、公的規制を強化せざるを得ない状況にあった。規制強化の成否を判断するにはまだしばらくは時間が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業の経済活動や資金移動のボーダーレス化を受けて、会計・監査の領域においても制度の国際標準化が進んでいる。本研究で調査・分析したEU監査規制のほとんどは、日本にも導入されたか、導入されようとしている。しかし、規制の対象となる監査市場や監査人・監査事務所、その前提となる社会・経済・文化的な事情が異なるため、EUで導入された規制をそのまま日本にも導入すれば問題が解決されるわけではない。ましてや、EUで導入された監査規制の効果は未知数である。日本において実効性のある監査規制が導入され、運用されるように工夫することが必要であり、本研究成果はそれに役立つ知見を提供するものである。

研究成果の概要（英文）：In this study, we investigated and discussed the contents of audit regulations such as mandatory audit firm rotation, governance code for audit firms, extension of audit reports (to include information about audit process and auditor's judgment), the background of the introduction of such regulations, and the impact of such regulations on the quality of financial statements audit by professional accountants at the EU level and at the national level in the UK, France and Germany. There is no hard evidence that any of the regulations will improve the audit quality. In the wake of the malfunction of audits both within and outside the EU (especially at the time of the Lehman collapse), there was a need to reform the audit system and tighten public regulations. It will still be some time before we can determine the success or failure of increased regulation.

研究分野：会計監査

キーワード：財務諸表監査 監査規制 制度比較 EU

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

従来の監査研究では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを中心に、諸外国の監査制度に関するさまざまな研究が継続的に蓄積されてきた。日本の監査制度のあり方を考えるにあたって、諸外国の制度やその運用経験から学ぶことは多いと思われるが、近年の監査研究を見渡すと、そのような諸外国の制度研究が十分に行われているとは言い難い状況である。本研究は、このような状況を背景として、わが国の監査業務に関する制度設計の議論に役立つインプリケーションを抽出することを目的として、EU および加盟国における監査業務に関する規制を調査・分析するものである。

近年、EU の経済統合が加速され、域内の証券市場の関連規制、会計基準、監査基準は急速に国際化・標準化が進んでいる。また、監査人の資格要件、独立性規制、法的責任、品質管理と公的監視の体制など、監査に対する諸規制も、域外諸国との調整を図りつつ、急速に強化されてきている。

EU によれば、監査に対する諸規制が急速に強化されているのは、今世紀初頭のバルマラット事件などの会計スキャンダル、リーマン・ショック後の金融市場の混乱（監査人の責任を追及する声大きい）後に失墜した、監査の社会的な信頼の回復にあるとされている。

たしかに、監査の信頼回復は、企業会計の機能回復にきわめて重要である。しかし、EU というトランス・ナショナルな監査規制は、監査の信頼回復に、あるいは監査の質の向上に資するかどうかは、制度全体としてみるかぎり相当に困難な課題である。

例えば、現在の EU の監査規制は、会計専門職に対する規制や法的責任の強化または軽減よりも、独立性の厳格化と公的監視の強化に片寄っている。後者は、既存の各国の法制度・社会制度に与える影響が小さく実現の可能性があるのに対して、前者は、その影響が大きく実現が難しい。穿った見方をすれば、市場規制を既存の法制度や社会制度から隔離すれば、加盟国の他の既存の社会制度にどう埋め込むかを考えずに済む。しかし、独立性を強化しても、法的実効性を実現する方法（法的責任論）は避けては通れない課題である。制度の組合せの上では、独立性を緩和して監査人が得られる情報量を増やしつつ法的責任を強化するか、逆の方法を取るかといった（法と経済学では、事前規制と事後規制のウェートの問題として分析される）政策課題が考えられるが、少なくとも監査の規制については、研究上も、政策上も、複数の規制の組合せの効果に関する議論は、非常に少なく議論も限定的である。

また、監査市場の参入障壁を下げ、ローテーションを強制するなど監査市場の競争を高める方策は、逆に、会計専門職を志向する優秀な人材の忌避に合い、人手不足による監査の質の低下、それに対する規制強化といった悪循環になる可能性もある（各国における会計専門職市場の特性は、政策上もあまり重視されていない）。つまり、部分的に最適と考えられる規制も、他の規制、社会制度と親和しないか、あるいは競合するために、社会全体としては上手くいかないこともありうる（経済学でいうところの「合成の誤謬」）。また、国際法学においても、トランス・ナショナル・ルールは、一国内のルール設定と異なり、異なるルール間の調整が皆無か過小となり、社会全体としては非効率な制度設計になる可能性が指摘されている。この点についても、やはり監査研究では、積極的な検討は行われていない。

EU における監査規制は、EU 独自の政策と、主要加盟国・域外国・国際会計士連盟（IFAC）や各国の会計職業団体との関係において複雑な文脈のなかで形成されるので、一見、さまざまな経験とアイデアを統合した効率的な規制と考えられなくもない。しかし、他方では、規制間のバランスを欠き、また、導入される規制が各国の社会制度と親和しない可能性をはらんでいるとも読めるし、現実、上記のようにそのように解さざるを得ないと考えられる領域もある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、EU における監査業務に関する規制を網羅的かつ体系的に整理・分析するとともに、EU 加盟国における当該規制の国内化および適用の実態を詳細に確認することにより、わが国の監査業務に関する制度設計の議論に役立つインプリケーションを抽出することである。具体的には、EU というトランス・ナショナルな場で形成された監査業務に関する規制が、加盟国の監査業務の質の向上に資しているか、あるいは資する可能性があるかを、会計学はもとより、経済学、社会学、法学の学際的なアプローチから検討することを通じて、わが国の現行制度を変更する必要があるか、制度を変更した場合にどのような影響（得失）があるかを議論するための材料を提示する。

### 3. 研究の方法

本研究では、EU の監査規制が、各加盟国の制度の反映、域外国の状況の考慮、職業団体との調整の過程で、どのように形成されているか、そして、監査規制が加盟国においてどのように導入されているかについて実態を調査し、規制間、規制と既存の社会制度との関係を、会計学はもとより、経済学、社会学、法学の学際的なアプローチから検証した。また、EU というトランス・ナショナルな場で形成された監査規制が、各加盟国の監査の質の向上に資しているか、あるいは

資する可能性があるかについて、できる限り実態に即して検証することを試みた。

本研究で取り上げた主たる監査規制は、(a)会計専門職業に関する規制、(b)会計専門職の独立性に関する規制、(c)監査の品質および公的監視、および(d)監査人の法的責任である。これらの監査規制について、次の4つの課題を設定し、研究を進めた。

課題A：EUにおける企業情報開示規制、監査規制、および金融・証券市場規制の調査・整理

課題B：企業情報開示規制・監査規制に関連する法制度および社会的背景・特徴の加盟国ごとの調査・分析

課題C：上記諸規制の各国への導入状況の実態調査、および監査の質に対する影響の考察

課題D：わが国の制度設計に対するインプリケーションの抽出

#### 4. 研究成果

本研究では、監査事務所の強制交代制、監査事務所のガバナンスコード、監査報告書の拡張(監査実施内容や監査判断に関する情報の記載)などの監査規制の内容、当該規制が導入された背景、および当該規制が公認会計士による財務諸表監査の質に及ぼす影響を、EUレベルならびにイギリス、フランスおよびドイツの各国レベルで調査し、考察した。いずれの規制も、当該規制によって監査の質が向上するという確たる証拠が存在するわけではない。EU域内外での監査の機能不全(特にリーマンショック時)を機に監査制度改革が求められ、公的規制を強化せざるを得ない状況にあった。規制強化の成否を判断するにはまだしばらくは時間が必要である。

平成28年度は、(1)個別の企業情報開示規制・監査規制ごとに、EU域外の各国の状況や国際会計士連盟の動向、EU域外国や国際会計士連盟とEUとの調整なども視野に入れつつ、EUにおける個々の規制の形成について調査し、(2)企業情報開示規制・監査規制の研究をさらに深めるとともに、EU加盟各国の法体系、会社法制、証券市場の位置づけ、会計専門職の位置づけ、監査・被監査業務市場の規模・特性などを検証した。

EUについては、欧州会計士連盟が2016年12月に公表した監査の質の指標に関する報告書の内容に基づいて、EU加盟国における監査の質の指標の取り扱いについて考察した。イギリスについては、制度改革の前提となっている現時点での制度および監査規制のフレームワークなどについて確認を行った。特に監査事務所ガバナンスコードは日本への導入が議論されていた時期でもあり、重点的に調査・研究した。ドイツについては、EUにおける監査規制の改正等を受けて、ドイツ国内でどのような議論があり、法規制がどのように変更されたかを、ドイツ商法典、経済監査士法、株式法等の法改正案のサーベイにより確認した。また、国際会計士連盟の監査規制への準拠状況との比較も併せて行った。フランスについては、近年のEU中小企業政策、「欧州小企業検証」、「SBA小企業議定書」に関する公的資料、および2014年に定義が拡張された法定監査指令における「社会的に影響度の高い事業体(PIEs)」とフランスの公的企業分類を比較するために必要な資料を収集・分析した。

平成29年度は、平成28年度に引き続き、「EUにおける企業情報開示規制、監査規制および金融・証券市場規制の調査・整理」(課題A)および「企業情報開示規制・監査規制に関連する法制度および社会的背景・特徴の加盟国ごとの調査・分析」(課題B)に取り組むとともに、課題Aおよび課題Bの調査・分析を背景として、「上記諸規制の各国への導入状況の実態調査、および監査の質に対する影響の考察」(課題C)へと発展させた。

EUについては、監査報告書改革が実務に及ぼす影響を分析するため、EU加盟国企業の監査報告書事例を収集、分析した。イギリスについては、監査の質に関する監査実務における具体的な取り組みの状況を明らかにするために、財務報告評議会が公表した報告書「監査の質に関する課題別再検討」の内容を分析した。また、イギリスでは、法、行政機関、職業会計士協会による自主規制により監査の品質管理を行っており、その態様について研究を進めた。ドイツについては、EUの監査制度改革にともなう法令改正について整理し、かかるEUおよびドイツの監査制度改革に対する商法学者の意見について調査を行った。ドイツでは、国際法的な観点から、EU規則に対する拒否反応がみられる。フランスについては、近年のEU監査規制がフランス企業に与える影響を展望すべく、フランスの企業環境や企業風土面での特徴を明らかにするにあたり必要となる基礎的資料や文献を収集し、分析した。

平成30年度には、イギリスについては、監査規制当局である財務報告審議会の機能と同審議会が監査の質管理に果たす役割や有効性を考察した。また、監査規制当局については、EU加盟国全体について現況を調査した。ドイツについては、監査人の選任および交替に関する諸規定を調査、分析した。

なお、平成30年度に最も重点を置いたのは、拡張された監査報告書の実例研究である。EUにおける近年の監査規制では、監査事務所の強制交代制と監査報告書の拡張が最も影響の大きい規制である。この研究は平成29年度に引き続いておこなったが、平成30年度は、事例の収集範囲を欧州主要証券市場(ロンドン、フランクフルト、パリおよびアムステルダム)に上場している企業に広げた。監査報告書の「拡張」とは、監査報告書に「重要な監査事項(Key Audit Matters: KAM)」を新たに記載することを意味する。KAMとは、従来ブラックボックスであった監査作業の内容や監査人の判断を具体的に記述するための監査報告書の区分である。監査報告書の有用性を向上させることを目的として、2016年に、EU上場企業の財務諸表に対する監

査報告書に KAM の記載が義務化された。これは監査の質に大きな影響を及ぼす監査規制である。

本研究では、イギリス、フランス、ドイツ、オランダに比較対象として国際監査基準およびアメリカを加え、それぞれにおける拡張された監査報告書に関する法令・基準等の規定内容や特徴を確認するとともに、イギリス、フランス、ドイツ、オランダの上場企業 187 社が公表した監査報告書に記載された KAM760 個を収集、分析した。具体的には、全般的な傾向分析として、監査報告書の長さ、記載された KAM の個数、記載された KAM の性質および分類を行った。また、棚卸資産、金融商品・投資、無形資産・減損、引当金・退職給付債務、税金・税効果、収益認識、訴訟・法的手続、不正、およびその他特徴的な事例という区分のもとで特徴的な事例を選び、事例の分析と紹介を行った。

2020 年 3 月決算期から日本の上場企業にも KAM の記載が求められている。上掲書は、海外の先行事例およびその分析結果を提示することにより、日本におけるより良い KAM 記載実務の確立に寄与するものと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松本祥尚	4. 巻 70
2. 論文標題 大規模会計専門職集団としてのBIG4（監査法人）の誕生	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 62-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林隆敏	4. 巻 56
2. 論文標題 国際監査基準に基づく拡張された監査報告書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 証券アナリストジャーナル	6. 最初と最後の頁 16-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林隆敏	4. 巻 6
2. 論文標題 監査事務所のローテーション制度の再検討	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 青山アカウンティングレビュー	6. 最初と最後の頁 79-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林隆敏	4. 巻 660
2. 論文標題 イギリスにおける監査事務所のガバナンス・コード	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 月刊監査役	6. 最初と最後の頁 6-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本祥尚	4. 巻 661
2. 論文標題 監査事務所の強制的交代（ローテーション）制度	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 月刊監査役	6. 最初と最後の頁 21-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口隆之	4. 巻 64-3
2. 論文標題 中堅企業支援の背景とその動向 Bpiフランスの調査を中心にして	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 商学論究	6. 最初と最後の頁 295-320
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口隆之	4. 巻 64-2
2. 論文標題 小企業の経営学的研究に向けた予備的考察 亜種企業モデルの考察を通じて	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 商学論究	6. 最初と最後の頁 274-277
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林隆敏	4. 巻 71
2. 論文標題 カリリオン事件とイギリスにおける監査制度改革議論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 同志社商学	6. 最初と最後の頁 119-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林隆敏	4. 巻 31
2. 論文標題 「監査上の主要な検討事項」と企業情報開示	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 会計・監査ジャーナル	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林隆敏	4. 巻 70
2. 論文標題 「監査上の主要な検討事項」 - 欧州企業の記載事例分析 (第1回) 国際監査基準およびイギリスの監査基準	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 105-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林隆敏	4. 巻 2018年8月号
2. 論文標題 60年ぶりの大改革 透明化される監査報告書 意見の根拠や検討事項を開示	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 エコノミスト	6. 最初と最後の頁 32-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口隆之	4. 巻 66
2. 論文標題 小規模性と企業行動 経営者、企業目標、意思決定の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商学論究	6. 最初と最後の頁 297-318
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 加藤正浩
2. 発表標題 イギリスにおける監査の質の管理
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 瀧博
2. 発表標題 ドイツの決算監査制度改革
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 堀古秀徳
2. 発表標題 EUにおける監査の質に関する議論
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 林隆敏
2. 発表標題 監査人の強制的交代制を考える
3. 学会等名 日本監査研究学会第39回全国大会（招待講演）
4. 発表年 2016年



1. 発表者名 加藤正浩
2. 発表標題 イギリスにおける監査規制
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 堀古秀徳
2. 発表標題 EUにおける監査の質に関する議論
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 瀧博
2. 発表標題 ドイツの決算監査制度改革
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 林隆敏
2. 発表標題 監査上の主要な検討事項
3. 学会等名 監査関連トピック勉強会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林隆敏
2. 発表標題 会計監査を巡る最新動向 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の公表から2年を経て
3. 学会等名 日本監査役協会関西支部講演会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 林隆敏・西田俊之・住田清芽
2. 発表標題 「監査報告の変革」パネルディスカッション
3. 学会等名 日本公認会計士協会近畿会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小澤義昭・松本祥尚
2. 発表標題 「グローバル化対応のGCM論」研究グループ「グローバルビジネスの会計課題に関する研究」（柴健次主査）最終報告
3. 学会等名 国際会計研究学会第35回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 瀧博
2. 発表標題 監査制度のグローバル化とその課題の検討 ドイツを事例としてー
3. 学会等名 日本会計研究学会第68回関西支部
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 瀧博
2. 発表標題 ドイツの決算書監査制度改革 監査人の選任および交替に関する諸規定についてー
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 林隆敏
2. 発表標題 欧州企業の KAM・注記事例分析
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 加藤正浩
2. 発表標題 イギリス財務報告審議会の機能と監査の質管理における効果
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 堀古秀徳
2. 発表標題 EU諸国の監査監視機関の現況
3. 学会等名 関西監査研究学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 町田祥弘編著、松本祥尚・林隆敏分担執筆	4. 発行年 2017年
2. 出版社 同文館出版	5. 総ページ数 323
3. 書名 監査品質の指標	

1. 著者名 林隆敏編著、日本公認会計士協会近畿会編集協力	4. 発行年 2019年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 361
3. 書名 監査報告の変革 欧州企業のKAM事例分析	

1. 著者名 町田祥弘編著、松本祥尚・林隆敏分担執筆	4. 発行年 2019年
2. 出版社 同文館出版	5. 総ページ数 499
3. 書名 監査の品質に関する研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	加藤 正浩  (KATOU Masahiro)  (20233819)	龍谷大学・経営学部・教授    (34316)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	瀧 博  (TAKI Hiroshi)  (20292138)	立命館大学・経営学部・教授    (34315)	
研究分担者	松本 祥尚  (MATSUMOTO Yoshinao)  (30219521)	関西大学・その他の研究科・教授    (34416)	
研究分担者	山口 隆之  (YAMAGUCHI Takayuki)  (70319820)	関西学院大学・商学部・教授    (34504)	
研究分担者	堀古 秀徳  (HORIKO Hidenori)  (70755818)	大阪産業大学・経営学部・講師    (34407)	